愛媛県報

令和８年11月20日金曜日　第765号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 指定公金事務取扱者の名称の変更……（地域政策課）… 729
○ 落札者等の告示……（防災危機管理課）… 729
○ 医療機関の指定……（保健福祉課）… 730
○ 施術機関の指定……（　〃　）… 730
○ 指定医療機関の廃止の届出……（　〃　）… 730
○ 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定……（　〃　）… 730
○ 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更……（　〃　）… 730
○ 介護機関の指定……（　〃　）… 731
○ 介護機関（居宅介護事業者）の指定……（　〃　）… 731
○ 介護機関（介護予防事業者）の指定……（　〃　）… 731
○ 指定自立支援医療機関の指定……（障がい福祉課）… 731
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（９件）……（経営支援課）… 731
○ 保安林の指定施業要件の変更予定……（森林整備課）… 738
○ 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧……（水産課）… 738
○ 建設業者の許可の取消し……（中予地方局管理課）… 739

公　　告

○ 運転免許技能試験車両（大型第二種ＡＴバス）の借入れ……（警察本部会計課）… 739

公安委員会規則

○ 愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則……（警察本部交通規制課）… 740

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　　示

○愛媛県告示第1153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第３項の規定により、指定公金事務取扱者から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

名称		住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	変更年月日
変更前	変更後			
一般財団法人地域総合整備財団	一般財団法人ふるさと財団	千代田区麹町四丁目８番１号	地域総合整備資金貸付金の元利償還金の徴収事務	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1154号

次のとおり落札者を決定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県地域衛星通信ネットワーク第３世代衛星系設備更新整備業務　一式	愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和８年11月２日	日本無線株式会社　四国営業所 香川県高松市寿町二丁目３番11号	628,100,000円	一般競争入札	令和８年８月７日

○愛媛県告示第1155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
宇和島市国民健康保険日振島診療所喜路出張所	宇和島市日振島3139番地	令和８年９月１日
中　村　歯　科	今治市上徳樋ケ内甲42番地４	令和８年９月１日
フクダ薬局　西条店	西条市樋之口436－14	令和８年９月１日
愛南町国保一本松病院附属内海診療所	南宇和郡愛南町柏434番地１	令和８年９月28日
睦　美　歯　科　医　院	宇和島市恵美須町二丁目５番８号	令和８年９月29日
りゅう歯科医院	伊予郡松前町大字北川原字向井58番地４	令和８年10月１日
合　田　歯　科　医　院	四国中央市上柏町223番地４	令和８年10月９日
三宅歯科クリニック	四国中央市三島中央五丁目５番35号	令和８年10月９日
岡　村　歯　科　医　院	宇和島市津島町岩松760	令和８年10月21日
み　か　ん　薬　局	宇和島市吉田町北小路200－１	令和８年11月１日

○愛媛県告示第1156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

施術機関	施術所		指定年月日
氏名	名称	所在地	
石　川　秀　子	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和８年９月10日
三　浦　靖　夫	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市徳森2245番地14	令和８年９月10日

○愛媛県告示第1157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
宇和島市国民健康保険日振島診療所喜路出張所	宇和島市日振島3310番地	令和８年８月31日
河　辺　整　形　外　科	伊予郡松前町大字浜858	令和８年８月31日
フクダ薬局西条店	西条市樋之口436番地14	令和８年８月31日
石村整形外科医院	大洲市若宮955－１	令和８年９月30日
渡　辺　歯　科　医　院	西条市神拝甲276－１	令和８年９月30日
有限会社矢野薬局	今治市南宝来町二丁目２番地１	令和８年９月30日

○愛媛県告示第1158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社アシストジャパン	松山市南高井町1817番地１	アシストジャパン訪問看護ステーション東予	西条市大町字御舟川539番１	令和８年９月７日
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	訪問看護ステーションアロハ	南宇和郡愛南町城辺甲2934番地	令和８年９月24日
ライフアンド株式会社	新居浜市横水町10番37号	母子特化型訪問看護ステーションママスマイルえひめ東	新居浜市横水町10番37号	令和８年10月１日
合同会社愛の和	西条市神拝159番地５	訪問看護ステーション　ＬＯＶＥ西条	西条市神拝甲293	令和８年11月１日

○愛媛県告示第1159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から主たる事務所の所在地及び指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人弘友会	（変更後） 喜多郡内子町内子771 （変更前） 大洲市東大洲235番地２	訪問看護ステーションフレンド	（変更後） 喜多郡内子町内子771 （変更前） 大洲市東大洲39番地	（主たる事務所の所在地） 令和８年５月29日 （事業所の所在地） 令和８年８月１日

○愛媛県告示第1160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護機関を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

介護機関の名称	介護機関の所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホーム三崎つわぶき荘	西宇和郡伊方町三崎4414番地１	令和８年９月８日

○愛媛県告示第1161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社めぐみ	八幡浜市穴井３番耕地703番地	小規模多機能型居宅介護めぐみ	八幡浜市穴井３番耕地703番地	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人誠志会	松山市河原町５番地10	とべ訪問看護ステーション	伊予郡砥部町麻生40番地１	令和８年９月14日
有限会社めぐみ	八幡浜市穴井３番耕地703番地	小規模多機能型居宅介護めぐみ	八幡浜市穴井３番耕地703番地	令和８年10月１日

○愛媛県告示第1163号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みかん薬局	宇和島市吉田町北小路200番地１	株式会社Ｒｅａｌｌｚｅ	大洲市東若宮11番地35	代表取締役　榊　原　　剛	薬局（育成医療・更生医療）	令和８年11月１日

○愛媛県告示第1164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届出年月日
フジ新居浜駅前店	新居浜市坂井町二丁目甲3588番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか４者	株式会社フジ ほか５者	令和７年 ６月１日 ほか	
フジ本郷店	新居浜市本郷一丁目889番１号　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号 代表取締役 矢野　靖二	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目４番14号 代表取締役 矢野　靖二	令和６年 ３月１日	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届出年月日
フジグラン西条	西条市新田字北新田235番地	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか10者	株式会社フジ ほか８者	令和７年 ６月１日 ほか	
フジグラン西条Ｂ・Ｃ敷地	西条市新田字新田205番地１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目３番37号 代表取締役 三橋　信也 メガネの田中チェーン株式会社 広島県広島市中区袋町１－23－102 代表取締役 田中　登志子	株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目３番37号 代表取締役 藤田　和郎 株式会社パリミキ 東京都港区港南１丁目６番31号 代表取締役 呉　哲民	令和８年 ３月11日 ほか	
フジ東予Ａ	西条市周布715番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか５者	株式会社フジ ほか３者	令和７年 ３月１日 ほか	

フジ東予Ｂ	西条市周布713番１外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
パルティ・フジ西条玉津	西条市玉津564番１外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか３者	株式会社つるや ほか５者	令和７年 10月１日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届出年月日
フジ川之江店	四国中央市川之江町1896番１他	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 関西化工株式会社 大阪府吹田市広芝町９－９ 代表取締役 余吾　俊	令和６年 ４月23日 ほか	
フジ三島店	四国中央市三島中央一丁目字陣屋1928－１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか２者	株式会社フジ ほか１者	令和８年 ３月31日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ今治店	今治市小泉四丁目５番１号　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社ギターズ 今治市高橋甲539－１ 代表取締役 海野尾　順二	令和６年３月１日 ほか	
フジ波止浜店	今治市内堀二丁目184番12ほか	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	オリックス株式会社 代表執行役 井上　亮	オリックス株式会社 代表執行役 髙橋　英丈	令和８年６月23日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	令和６年３月１日	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目２番１号　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか38者	株式会社フジ ほか35者	令和８年８月10日 ほか	
フジ夏目店Ａ	松山市夏目甲100番	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか３者	株式会社フジ ほか２者	令和６年３月１日 ほか	

フジ夏目店Ｂ	松山市夏目甲79番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか１者	株式会社フジ ほか２者	令和６年 ３月１日	
フジ夏目店Ｃ	松山市夏目甲67番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社レデイ薬局 代表取締役 白石　明生	株式会社レデイ薬局 代表取締役 藤田　和郎	令和７年 ３月１日	
フジ和気店	松山市和気町一丁目637番地１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか３者	株式会社フジ ほか３者	令和７年 ３月１日 ほか	
フジ安城寺店	松山市安城寺町571－１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか２者	株式会社フジ ほか２者	令和７年 ３月１日 ほか	
フジ高岡店	松山市高岡町432番地１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 代表取締役 山口　普 豊田　結花	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和６年 ７月31日 ほか	
フジ古川店	松山市古川北三丁目19番14号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社あぼんりー 東温市南方603番地 代表取締役 越智　俊充	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社あぼんりー 東温市南方603番地 代表取締役 越智　俊充	令和６年 ３月１日	
フジ古川椿店	松山市古川西二丁目985番地　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	令和６年 ３月１日	
フジ藤原店	松山市藤原二丁目８番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄 ＤＣＭ株式会社 代表取締役 石黒　靖規	株式会社フジ 代表取締役 山口　普 ＤＣＭ株式会社 代表取締役 神谷　浩邦	令和８年 ５月19日 ほか	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか５者	株式会社フジ ほか６者	令和７年 ５月30日 ほか	
フジ道後店	松山市道後町一丁目１－12	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか２者	株式会社フジ ほか２者	令和６年 ３月１日 ほか	
フジ松末店	松山市松末一丁目４番５号	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸４丁目３番37号 代表取締役 白石　明生	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目３番37号 代表取締役 藤田　和郎	令和７年 ３月１日 ほか	
パルティ・フジ衣山	松山市衣山一丁目168番１　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか５者	株式会社フジ ほか８者	令和８年 ３月１日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ志津川店	東温市志津川南六丁目１番地１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目３番37号 代表取締役 白石　明生 株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社レデイ薬局 松山市南江戸四丁目３番37号 代表取締役 藤田　和郎 株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	令和７年３月１日ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに東温市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ砥部店	伊予郡砥部町重光239	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日

		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング ほか９者	株式会社フジ ほか９者	令和７年 ６月１日 ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに砥部町役場において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1171号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出 年月日
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上井関甲1517－１	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社セリア 代表取締役 河合　映治 ほか２者	株式会社セリア 代表取締役 河合　映治 ほか２者	令和８年 ５月19日 ほか	
フジ宇和島南店	宇和島市中沢町二丁目１番34号　外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年 ５月19日	令和８年 11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普	令和６年 ３月１日	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1172号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から４月間縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届　出年月日
フジ八幡浜店	八幡浜市江戸岡1252－９	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 尾﨑　英雄	株式会社フジ 代表取締役 山口　普	令和８年５月19日	令和８年11月２日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリング 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 九州フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町１丁目50番地 代表取締役 川端　賢二	株式会社フジ 松山市宮西一丁目２番１号 代表取締役 山口　普 九州フジパンストアー株式会社 愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目50番地 代表取締役 杉本　誠	令和７年３月１日ほか	

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに八幡浜市役所において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1173号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２第１項の規定により告示する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

松山市横谷丁131の１

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1174号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第５条第３項の規定により、１のとおり公示し、及び２のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　届出事項

（愛媛県南予地方局農林水産振興部愛南水産課管内）

発起人の住所及び氏名			加入区	漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2837－２ 神谷　広大	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5212－５ 大塚　悟	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山503－５ 向田　俊一	御荘	愛南漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

令和８年11月20日から令和８年12月４日まで

(2)　縦覧場所

南予地方局農林水産振興部愛南水産課

○愛媛県告示第1175号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第５号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

許　可　番　号	許　可 年月日	商　号　又　は　名　称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取　消 年月日	取　り　消　し　た 建　設　業　の　種　類	取消しの原因 となった事実
(般－３)第12413号	令和３年 10月13日	重松建築	重松　仁司	松山市松ノ木１－７－27	令和８年 10月６日	建築工事業	建設業の廃止
(般－５)第14222号	令和６年 ３月19日	㈲コハラ設備工業	小原　信幸	松山市南梅本町甲1048－14	令和８年 10月８日	管工事業	建設業の廃止
(般－８)第10151号	令和８年 ７月18日	㈱冨士原冷機	岸田　晋吾	松山市余戸東１－３－７	令和８年 10月23日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 （一部）
(般－７)第14711号	令和８年 ２月15日	㈲三友電設工業	谷岡　栄幸	松山市南江戸２－８－27	令和８年 10月23日	電気工事業	建設業の廃止
(般－６)第9710号	令和７年 １月18日	㈲いづみ電機	出海　義人	伊予郡松前町大字筒井1135	令和８年 10月30日	電気工事業	建設業の廃止

公　　告

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和８年11月20日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　入札に付する事項

(1)　件名

運転免許技能試験車両（大型第二種ＡＴバス）の借入れ

(2)　借入物品名及び数量

運転免許技能試験車両（大型第二種ＡＴバス）　１台

(3)　借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4)　借入期間

自動車登録日から令和14年８月31日までの間

※自動車登録日は令和９年９月１日から令和９年９月30日までの間とする。

(5)　納入期限

令和９年９月30日

(6)　納入場所

愛媛県運転免許センター

(7)　入札方法

入札金額は、１月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和８・９・10年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　納入期限内に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3)　借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　開札の日において、知事が行う入札参加の資格停止の期間中にない者であること。

３　入札書の提出場所等

(1)　入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部会計課調度係

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町２番地２

電話　(089)934-0110　内線（2231）

(2)　入札書の受領期限

令和９年１月20日（水）午後２時00分

(3)　入札説明書の交付方法

ア　交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ　交付時期

公告の日から令和８年12月25日（金）午後５時15分まで

(4)　開札の日時及び場所

令和９年１月20日（水）午後２時00分

愛媛県警察本部　地下１階　入札室

４　その他

(1)　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

⑶　入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、２の⑵を証明できる書類を提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明をもとめられた場合は、これに応じなければならない。

⑷　入札の無効

２に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

⑺　その他

詳細は、入札説明書による。

５　Summary

⑴　Nature and quantity of the product to be leased: Driving license practical test vehicle (large-sized Class 2 automatic-transmission bus), 1 unit

⑵　Time limit of tender: 2:00 p.m., 20, January, 2027

⑶　For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
TEL 089-934-0110

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第８号

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月20日

愛媛県公安委員会委員長　小　野　雄　史

愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第１条　愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（道路の使用の許可）	（道路の使用の許可）
第19条　法第77条第１項第４号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。	**第19条**　法第77条第１項第４号の規定により、公安委員会が警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙における政治活動として行われるものを除く。
⑴～⑼　省略	⑴～⑼　省略
⑽　前号に掲げるもののほか、道路において先進的な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。	
（適性検査の受検命令等）	（適性検査の受検命令等）
第23条の３　省略	**第23条の３**　省略
２　法第90条第８項及び第103条第６項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（その１）（別記様式第21号の４）を交付して行うものとする。	２　法第90条第８項及び第103条第６項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（別記様式第21号の４）を交付して行うものとする。
３　法第102条第１項から第３項までの医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（その２）（別記様式第21号の５）を交付して行うものとする。	３　法第90条第８項及び第103条第６項の診断書の様式は、診断書（別記様式第21号の５）のとおりとする。
４　法第102条第４項の医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（その３）（別記様式第21号の６）を交付して行うものとする。	
（適性検査の通知）	（適性検査の通知）
第23条の４　法第101条の２の２第７項に規定する通知は、適性検査通知書（別記様式第21号の７）により行うものとする。	**第23条の４**　法第101条の２の２第７項に規定する通知は、適性検査通知書（別記様式第21号の６）により行うものとする。
（運転経歴証明書の返納届出）	（運転経歴証明書の返納届出）
第24条の８の２　施行規則第30条の12の規定による運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届（別記様式第22号の４の２）を公安委員会に提出して行うものとする。	**第24条の８の２**　施行規則第30条12　の規定による運転経歴証明書の返納は、運転経歴証明書返納届（別記様式第22号の４の２）を公安委員会に提出して行うものとする。

２　省略

別記様式第21号の４（第23条の３関係）

診断書提出命令書（その１）

省略

道路交通法　第90条第８項 / 第103条第６項　の規定により　次のとおり、道路交通法施行規則

第18条の４第２項 / 第29条の５第２項　に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

この命令に違反して診断書を提出しない場合は、

運転免許の　拒否又は保留 / 取消し又は効力の停止 / 効力の停止　の処分を受けることとなります。

省略	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
省略	

注　省略

２　省略

別記様式第21号の４（第23条の３関係）

診断書提出命令書

省略

道路交通法　第90条第８項 / 第103条第６項　の規定に基づき次のとおり、道路交通法施行規則

第18条の４第２項 / 第29条の５第２項　に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

この命令に違反して診断書を提出しない場合は、運転免許の　拒否又は保 / 取消し又は効力 / 効力の　保留 / の停止 / 停止　の処分を受けることとなります。

なお、医師の診断書を提出する場合は、愛媛県道路交通規則に定める様式の診断書を提出してください。

省略	
診断書の提出期限	
省略	

注　省略

別記様式第21号の５を次のように改める。

別記様式第21号の５（第23条の３関係）

診断書提出命令書（その２）

公委　第　号
年　月　日

住　所

殿

愛媛県公安委員会　印

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第　項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の３第３項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

運転免許　が拒否される／が保留される／が取り消される／の効力が停止される　こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由となった認知機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

注　この通知について、不明な点がある場合には、愛媛県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第21号の６を別記様式第21号の７とし、別記様式第21号の５の次に次の１様式を加える。

別記様式第21号の６（第23条の３関係）

診断書提出命令書（その３）

公委　第　号
年　月　日

住所

殿

愛媛県公安委員会　印

道路交通法第102条第４項の規定により次のとおり、道路交通法施行規則第29条の３第４項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

この命令に違反して診断書を提出しない場合は、

運転免許の　拒　否
保　留
取　消　し
効力の停止　の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
その他必要な事項	
備　考	

注１　道路交通法施行規則第29条の３第４項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第22号を次のように改める。

別記様式第22号（第24条関係）　臨時適性検査通知書
別記様式第22号（その１）　認知症のおそれ通知用

臨時適性検査通知書

公委　第　号
年　月　日

住　所

殿

愛媛県公安委員会　印

あなたは、認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第　項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

運転免許 が拒否される / が保留される / が取り消される / の効力が停止される

こととなりますので、御注意ください。

適性検査を行う理由となった認知機能検査の結果	
診断書の提出期限	
適性検査の場所	
備考	

注　この通知について、不明な点がある場合には、愛媛県警察本部運転免許課までお問い合わせください。

別記様式第22号（その２）　その他通知用

臨時適性検査通知書

公委　第　号
年　月　日

住所

殿

愛媛県公安委員会　印

道路交通法第102条第　項の規定により次のとおり、適性検査を実施するので、通知します。
なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず適性検査を受けない場合は、運転免許の（拒否／保留／取消し／効力の停止）処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第22号（その３）　国際運転免許証等を所持する者に対する通知用

臨時適性検査通知書

公委　第　号

年　月　日

住所

殿

愛媛県公安委員会　印

道路交通法第107条の４第１項に規定する適性検査を次のとおり実施いたしますので、通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由がないにもかかわらず適性検査を受けない場合は、自動車等の運転の禁止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

注１　やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、自動車等の運転の禁止の処分を受けることはありません。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第22号の４から別記様式第22号の４の３までを次のように改める。

別記様式第22号の４（第24条の６、第24条の６の２、第24条の７、第24条の８関係）

（表）

太線の枠内（下欄の該当するものには〇）を申請者が記載してください。

運転経歴証明書交付（再交付）申請・記載事項変更届出書

愛媛県公安委員会　殿

申請日　年　月　日

写真貼付（30×24mm）

フリガナ							連絡先電話番号				
氏名											
生年月日	大正	昭和	平成	令和			年		月		日
免許証番号					運転経歴証明書番号						
マイナ免許証番号					マイナ経歴情報記録番号						
住所											

手数料　円

新規交付	保有している免許証	免許証・マイナ免許証・なし(失効)	交付を希望する経歴証明書	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書	マイナンバーカードの効力 ※マイナ経歴証明書のみ（無効の場合作成不可）	有効・失効		
再交付（再記録）	保有している経歴証明書	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書	再交付等を希望する経歴証明書	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書				
保有状況変更	変更区分	追加・抹消	保有している経歴証明書	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書	追加（抹消）後の保有経歴証明書	運転経歴証明書・マイナ経歴証明書		
記載事項変更（変更箇所のみ記載）※１、２	記載事項変更の有無	有・無	フリガナ 氏名	氏	名			
	本籍							
	住所							

□自書不能であるため、本人の依頼により代書した。（代書者署名：　　）

※１　県外から住所変更される場合は、氏名・本籍欄も記載してください。

※２　新規交付、再交付（再記録）、保有状況変更申請時に、住所等の変更がある場合も記載してください。

（この線から下には記入しないこと）

資料区分	交付	再交付	記変	記変	住所	氏名	氏名住所	本籍	条件コード	050
	(36)	(36)	(51)	県外	1	2	3	4	受付場所コード	
登録年月日	和暦	年	月	日					取消年月日	年　月　日

マイナ免許証

氏名・生年月日	
本籍・国籍	
住所	
交付	年　月　日　受付公安委員会
免許証の有効期間の末日	年　月　日まで有効
免許の条件等	
免許証番号	
マイナ免許証番号	
免許年月日	第一種免許 二・小・原 / その他 / 第二種免許

免許証

大型　中型　準中型　普通　大特　大自二　普自二　小特　原付　けん引　大型二　中型二　普通二　大特二　けん引二

受付印

確認した方法欄に☑を付ける

	住民票の写し等の提示
	その他（　　）

氏名・生年月日・本籍・住所を確認の上、写真撮影してください。

※ 交付する運転経歴証明書には、本籍は記載されません。

（裏）

手数料欄

再交付（再記録）の場合は、太線の枠内を記載してください。

運転経歴証明書亡失・滅失等てん末書

再交付の場合	亡失等の日時	自　　年　　月　　日　　時頃から 至　　年　　月　　日　　時頃までの間
	亡失等の場所	
	亡失等の状況	上記日時、場所において、 亡（滅）失・盗難のため、運転経歴証明書の再交付を申請します。
再記録の場合	再記録の理由	 のため、運転経歴証明書の再記録を申請します。

年　　月　　日

愛媛県公安委員会　殿

上記のとおり相違ありません。

申請者氏名

□自書不能であるため、本人の依頼により代書した。
（代書者署名：　　）

取扱者	

別記様式第22号の４の２（第24条の８の２関係）

運転経歴証明書返納届

年　月　日

愛媛県公安委員会　殿

太線の枠内を記入して下さい。

フ　リ　ガ　ナ		生年月日	大・昭 平・令	年　月　日
氏　名		電話番号	（　　）　－	
住　所				
運転経歴証明書番号				
記載事項変更有無	有　・　無			
※本籍・国籍				

※本籍・国籍については、変更がある場合のみ記入して下さい。

運転経歴証明書内容	

□　自書不能であるため、本人の依頼により代書した。（代書者署名：　　）

資料区分	生年月日・性別	記　変		住　所	氏　名	住所・氏名	本国籍	本籍・住所	本籍・氏名	本籍・住所・氏名	呼び名
	50	51	県外	1	2	3	4	5	6	7	8
運転経歴証明書番号						受付場所コード				新性別	男・女
登録年月日	年		月		日	登録番号				同時照会	有・無

住所変更等の確認方法✓を付ける

	住民票の写しの提示等
	マイナンバーカード
	その他（　　）

別記様式第22号の４の３（第24条の８の３関係）

運転経歴情報記録抹消届

年　月　日

愛媛県公安委員会　殿

太線の枠内を記入して下さい。

フ　リ　ガ　ナ		生年月日	大・昭 平・令	年　月　日
氏　名		電話番号	（　　）　－	
住　所				
マイナ経歴情報記録番号				
記載事項変更有無	有　・　無			
※本籍・国籍				

※本籍・国籍については、変更がある場合のみ記入して下さい。

運転経歴情報	

□　自書不能であるため、本人の依頼により代書した。（代書者署名：　　）

資料区分	生年月日・性別	記　変		住　所	氏　名	住所・氏名	本国籍	本籍・住所	本籍・氏名	本籍・住所・氏名	呼び名
	50	51	県外	1	2	3	4	5	6	7	8
運転経歴情報記録番号						受付場所コード				新性別	男・女
登録年月日	年		月		日	登録番号				同時照会	有・無

住所変更等の確認方法✓を付ける

	住民票の写しの提示等
	マイナンバーカード
	その他（　　）

（一般原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正）

第２条　一般原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成４年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第１号（第２条関係） 省略 フリガナ / 氏名 生年月日　年月日 省略 講習日　年月日 講習場所 備考 省略 注１　手数料欄には、手数料を支払ったことが分かる書面を貼り付けること。 ２　省略	**様式第１号**（第２条関係） 省略 氏名及び生年月日 省略 講習日 講習場所 省略 注１　手数料欄には、証紙をはり付ける＿＿＿＿＿＿＿＿こと。 ２　省略

（取得時講習の実施に関する規則の一部改正）

第３条　取得時講習の実施に関する規則（平成６年愛媛県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第１号（第２条関係） 省略 フリガナ / 氏名 生年月日　年月日 省略 受けようとする免許の種類 運転免許試験（仮運転免許を除く。）の合格の有無 仮運転免許証の番号 ※　講習日　年月日 ※　講習場所 備考 省略 注１　手数料欄には、手数料を支払ったことが分かる書面を貼り付けること。 ２・３　省略	**様式第１号**（第２条関係） 省略 氏名及び生年月日 省略 講習の種別 ※　講習日 ※　講習場所 省略 注１　手数料欄には、証紙をはり付ける＿＿＿＿＿＿＿＿こと。 ２・３　省略
様式第２号（第５条関係） 省略 フリガナ	**様式第２号**（第５条関係） 省略 氏名及び

氏　　名	
生　年　月　日	年　月　日
省略	
交付を受けたい終了証明書の種別	
受　講　日	年　月　日
受　講　場　所	
備　　考	
省略	

注１　手数料欄には、手数料を支払ったことが分かる書面を貼り付けること。

２　受講日欄は、受講日が不明の場合においても、おおよその年月日を記入すること。

３　受講場所欄は、実施機関名（指定自動車教習所名）を記入すること。

４　省略

様式第３号（第７条関係）

省略	
フリガナ 氏　　名	
生　年　月　日	年　月　日
省略	
受　講　資　格	
備　　考	

注　省略

生　年　月　日	
省略	
講　習　の　種　別	
※　講　習　日	
※　講　習　場　所	
省略	

注１　手数料欄には、証紙をはり付けること。

２　※印の欄は、記入しないこと。

３　省略

様式第３号（第７条関係）

省略	
氏　名　及　び 生　年　月　日	
省略	
受　講　資　格	

注　省略

（愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

第４条　愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則（平成６年愛媛県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第１号（第５条関係） 省略 フリガナ 申出者の氏名、生年月日及び連絡先 申出者の住所 省略 注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。	**様式第１号**（第５条関係） 省略 申出者の氏名及び連絡先 省略 注１　申出者が法人の場合は、申出者の氏名及び連絡先の欄には当該法人の代表者の氏名及び連絡先を記載すること。 ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
様式第２号（第６条関係） 省略 フリガナ 申請者の氏名、生年月日及び連絡先 省略	**様式第２号**（第６条関係） 省略 申請者の氏名及び連絡先 省略

注１　手数料欄には、手数料を支払ったことが分かる書面を貼り付けること。 ２　省略	注１　手数料欄には、証紙をはり付けること。 ２　省略

（高齢者講習等に関する規則の一部改正）

第５条　高齢者講習等に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
様式第１号（第６条関係） 省略 フリガナ 氏名及び生年月日 省略 注　省略	**様式第１号**（第６条関係） 省略 氏名及び生年月日 省略 注　省略

（特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部改正）

第６条　特定任意高齢者講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
特定任意高齢者講習等の実施に関する規則 目次 第２章　特定任意高齢者講習（第３条－第５条） 第３章　雑則（第６条・第７条） （趣旨） **第１条**　この規則は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の６の２第１号の規定に基づく講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）及び運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「認定規則」という。）第１条第３号に掲げる高齢者講習と同等の効果を生じさせるために行うもの（以下「特定任意高齢者講習同等課程」という。）（以下「特定任意高齢者講習等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （特定任意高齢者講習等の実施） **第２条**　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第３項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の３の公安委員会が認める者（以下「受託者」という。）に特定任意高齢者講習の実施を委託することができる。 ２　法第108条の32の２第１項の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）は、特定任意高齢者講習同等課程を実施するものとする。 （実施計画の提出） **第３条**　特定任意高齢者講習を実施しようとする受託者及び特定任意高齢者講習同等課程を実施しようとする被認定者は、事前に実施計画を公安委員会に提出するものとする。提出した内容に変更があった場合も、同様とする。	**特定任意高齢者講習の実施に関する規則** 目次 第２章　特定任意高齢者講習（第３条－第９条） 第３章　雑則（第10条・第11条） （趣旨） **第１条**　この規則は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第37条の６の２第１号の規定に基づく講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 （講習の委託） **第２条**　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の２第３項の規定により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の３の公安委員会が認める者（以下「受託者」という。）に特定任意高齢者講習の実施を委託する。 （実施計画の提出） **第３条**　受託者は、特定任意高齢者講習を実施しようとするときは、事前に実施計画を公安委員会に提出するものとする。提出した内容に変更があった場合も、同様とする。 （講習科目） **第４条**　特定任意高齢者講習の講習科目（以下「講習科目」という。）は、次のとおりとする。ただし、法第71条の５第３項に規

	定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び政令第34条の３第４項又は第37条の６の３の基準に該当する者（以下「運転技能検査等対象者」という。）の講習科目は、第１号から第４号までとする。 ⑴　道路交通の現状及び交通事故の実態 ⑵　運転者の心構え ⑶　安全運転の知識 ⑷　運転適性についての指導① ⑸　運転適性についての指導② （講習方法） **第５条**　特定任意高齢者講習は、普通自動車、教本、運転適性検査器材、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。 （講習時間） **第６条**　特定任意高齢者講習の講習時間（以下「講習時間」という。）は、２時間とする。ただし、普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査等対象者の講習時間は、１時間とする。 （特定任意高齢者講習の受講申請） **第７条**　特定任意高齢者講習を受講しようとする者は、特定任意高齢者講習受講申請書（様式第１号）を当該講習を実施しようとする受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出するものとする。
（実施結果の報告） **第４条**　特定任意高齢者講習を実施した受託者及び特定任意高齢者講習同等課程を実施した被認定者は、速やかに実施結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。	（実施結果の報告） **第８条**　受託者は、特定任意高齢者講習を実施したときは、速やかに実施結果を公安委員会に報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も、同様とする。
（終了証明書の交付の申出等） **第５条**　運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第３条第１号の特定任意高齢者講習終了証明書（以下「講習終了証明書」という。）の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書（様式第１号）を、申出者が受講した特定任意高齢者講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出して行うものとする。 ２　認定規則第８条第２号の運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書（以下「同等課程終了証明書」という。）の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書を、申出者が受講した特定任意高齢者講習同等課程を実施した被認定者に提出して行うものとする。	（終了証明書の交付の申出　） **第９条**　運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第３条第１号の特定任意高齢者講習終了証明書（以下「証明書　　」という。）の交付の申出は、特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書（様式第２号）を、申出者が受講した特定任意高齢者講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に提出する　ものとする。
（証明書の再交付の申出） **第６条**　講習終了証明書又は同等課程終了証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者は、特定任意高齢者講習等を受講した日から起算して６月以内に証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、証明書の再交付を受けようとするときは、特定任意高齢者講習を受講したものにあっては公安委員会に、特定任意高齢者講習同等課程を受講したものにあっては当該特定任意高齢者講習同等課程を実施した被認定者に特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書（様式第２号）を提出して申し出なければならない。 ２　前項の規定による申出（講習終了証明書に係るものに限る。）は、再交付の申出をしようとする者の住所地を管轄する警察署を	（証明書の再交付の申出） **第10条**　証明書の交付を受けた者は、特定任意高齢者講習を受講した日から起算して６月以内に証明書を亡失又は滅失し、証明書の再交付を受けようとするときは、当該講習を実施した受託者の所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書（様式第３号）を提出して申し出なければならない。

経由することができる。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、特定任意高齢者講習等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

様式第１号（第５条関係）

特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書 年　月　日 ＿＿＿＿＿＿　殿	
省略	
住　　所	
運転免許証の有効期間	
省略	
講習等担当責任者の職及び氏名	㊞

注１　受講場所欄及び講習等担当責任者の職及び氏名欄は、特定任意高齢者講習同等課程を受講した場合には、記載を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２号（第６条関係）

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書 年　月　日 ＿＿＿＿＿＿　殿	
フリガナ 氏名及び生年月日	
省略	

注１　受講場所欄は、特定任意高齢者講習同等課程を受講した場合には、記載を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（補則）

第11条　この規則に定めるもののほか、特定任意高齢者講習　の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

様式第１号（第７条関係）

様式第２号（第９条関係）

特定任意高齢者講習終了証明書交付申出書 年　月　日 愛媛県公安委員会　殿	
省略	
住　　所	
省略	
備　　考	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第３号（第10条関係）

特定任意高齢者講習終了証明書再交付申出書 年　月　日 愛媛県公安委員会　殿	
氏名及び生年月日	
省略	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。